

## 和5年度介護職員等ベースアップ等支援加算支給方針

「介護職員処遇改善支援補助金」（令和4（2022）年2月～令和4（2022）年9月）から始まる介護職員を対象（他の職員も可）にした賃金のベースアップを継続し、処遇の改善や介護人材等の確保のための取り組みを一層進める。

1. 「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下ベースアップ等加算）の支給対象月は、令和5（2023）年4月～令和6（2024）年3月迄とする。
2. ベースアップ等加算収入を、当月の給与支給日に支給する。（法定福利費を含む）
3. 対象職員は、月に一日でも勤務実績がある場合は支給対象とする。

### あそか苑分配基準

\* 「手当」として毎月決まった額を支給する。

利用者・職員数の増減等で支給に不足が生じた場合は、3月に調整（手当の差額として調整）を行う。

\* 介護職員の処遇を改善するという制度の主旨を踏まえた上で、対象事業所職員全員の処遇を改善する。

\* 分類は施設単位とし、身分・職種・勤務条件で行う（別表1参照）

#### (1) 分類条件

イ. 身分：正職員・特定職員・第一種契約職員・第二種契約職員

ロ. 職種：介護職員・看護職員・生活相談員・管理栄養士・事務職員・業務員・運転員

ハ. 勤務条件：夜勤・早遅番・日勤・看護拘束番・週30時間以上（第二種）、週30時間未満（第二種）

#### (2) 毎月の勤務実態を考慮する。

イ. 勤務期間基準日：毎月1日（支給は、各基準日に在職している職員に支給する）

ロ. 欠勤、休職、育児・介護休業：いずれも勤務期間から除外する

ハ. 産前、産後休暇：いずれも勤務期間から除外する

ニ. 公務災害：勤務期間に含める

ホ. 介護、看護休暇：勤務期間に含める

ヘ. 有休休暇：勤務期間に含める